



2018年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則
(コード番号 7752 東証第1部)
問い合わせ先 広報室長 橋本 潔
電話番号 050-3814-2806

海外関連会社の会社更生手続開始について

当社の連結子会社である Ricoh India Limited (登記上本社:ムンバイ、ボンベイ証券取引所上場、以下「リコーインド」)は、1月29日にインド National Company Law Tribunal(会社法審判所)に対してインド破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code)第10条に基づく会社更生手続開始の申立(*1)を行っていましたが、その開始決定がなされたことをリコーインドが5月25日に発表しました。

これに伴い会社法審判所によってモラトリアム(*2)が発令されるとともに、Interim Resolution Professionalと呼ばれる暫定管財人が任命されました。今後、リコーインドは会社更生の処理が進められるとともに、当社の連結対象会社から外れます。

リコーインドの金融債権者により構成される債権者委員会において、暫定管財人の任用を継続し又は改選する旨の判断が行われ、これにより正式に任命される Resolution Professional (管財人)が債務会社であるリコーインドの財務状態などの情報を取りまとめて開示し、これを基にリコーインドまたは第三者によって更生計画案が作成されます。その後、管財人を通じて更生計画案が債権者委員会に提案され、債権者委員会がこれを承認し、かつ、裁判所の承認が得られた場合、更生計画案に沿って会社の再建が行われます。ただし、債権者委員会が期限内に計画案を承認しなかった場合、または会社清算を決定した場合等には、清算手続に移行します。

リコーインドはこれまで、事業の再建に向けて経営陣の刷新、コスト削減などを進めてきましたが業績を改善できず赤字が継続していました。加えて、同社の主要取引先との関係が悪化し、契約の不履行や、取引先からの債権回収ができないなどの事態が発生するなどし債務が履行できない状態となったため、取引先、社員、少数株主ほかステークホルダーに最良の選択として本申立てに至ったとしています。

当社はリコーインドに対して、事業の再建に向けて支援をしてまいりましたが、リコーインドの赤字が継続しており、加えて同社の主要取引先との関係悪化が深刻化したことから、同社の再建支援を再検証しました。その結果、グループ全体の損失を限定するために、追加の財務支援を行わないことを昨年10月27日に決定し開示しました。

当社としては、リコーインドの最大のサプライヤー、債権者かつ株主として、今後手続の進行を注視していきます。また、当社商品をお使いいただいているお客様へのサービスを低下させないことが極めて重要であると認識しており、サービス提供の継続、サービス品質の維持に必要な措置を管財人とも協議していきます。

なお、現時点では発表済みの株式会社リコー2019年3月期連結決算見通しに変更はありません。今後、修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

***1...インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続について**

当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされると、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認及び会社法審判所による認可を目指して更生計画案の作成が行われる期間が設けられます。当該期間内に会社法審判所に更生計画案が提出されなかった場合、その他インド破産倒産法所定の事由が発生した場合には、清算手続さへに移行することとなります。

***2...モラトリアムについて**

インド会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時にモラトリアムを発令します。モラトリアム発令中は、債務者が占有する財産の所有者等による占有の回復、債務者に対する司法その他の手続、担保権の実行、債務者の資産や権利の処分などの行為が禁止されます。モラトリアムは会社法審判所による更生計画案の承認命令または清算命令が行われるまで継続されます。

以上